

うらたの里短期入所生活介護 利用料金表

令和4年10月改正

負担限度額認定証

第1段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	523円	6円		300円 【内訳】 朝:300円 昼:600円 夕:545円	820円		要支援1	1,649円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ(※3)・介護職員等特定処遇改善Ⅰ(※4)・介護職員等ベースアップ等支援加算(※5)
要支援2	649円	6円				要支援2	1,775円		
要介護1	696円	6円				要介護1	1,822円		
要介護2	764円	6円				要介護2	1,890円		
要介護3	838円	6円				要介護3	1,964円		
要介護4	908円	6円				要介護4	2,034円		
要介護5	976円	6円				要介護5	2,102円		

負担限度額認定証

第2段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	523円	6円		600円 【内訳】 朝:300円 昼:600円 夕:545円	820円		要支援1	1,949円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ(※3)・介護職員等特定処遇改善Ⅰ(※4)・介護職員等ベースアップ等支援加算(※5)
要支援2	649円	6円				要支援2	2,075円		
要介護1	696円	6円				要介護1	2,122円		
要介護2	764円	6円				要介護2	2,190円		
要介護3	838円	6円				要介護3	2,264円		
要介護4	908円	6円				要介護4	2,334円		
要介護5	976円	6円				要介護5	2,402円		

負担限度額認定証

第3段階①

本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	523円	6円		1,000円 【内訳】 朝:300円 昼:600円 夕:545円	1,310円		要支援1	2,839円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ(※3)・介護職員等特定処遇改善Ⅰ(※4)・介護職員等ベースアップ等支援加算(※5)
要支援2	649円	6円				要支援2	2,965円		
要介護1	696円	6円				要介護1	3,012円		
要介護2	764円	6円				要介護2	3,080円		
要介護3	838円	6円				要介護3	3,154円		
要介護4	908円	6円				要介護4	3,224円		
要介護5	976円	6円				要介護5	3,292円		

負担限度額認定証

第3段階②

本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	523円	6円		1,300円 【内訳】 朝:300円 昼:600円 夕:545円	1,310円		要支援1	3,139円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ(※3)・介護職員等特定処遇改善Ⅰ(※4)・介護職員等ベースアップ等支援加算(※5)
要支援2	649円	6円				要支援2	3,265円		
要介護1	696円	6円				要介護1	3,312円		
要介護2	764円	6円				要介護2	3,380円		
要介護3	838円	6円				要介護3	3,454円		
要介護4	908円	6円				要介護4	3,524円		
要介護5	976円	6円				要介護5	3,592円		

負担限度額認定証

第4段階

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	523円	6円		1,650円 【内訳】 朝:350円 昼:700円 夕:600円	2,006円		要支援1	4,185円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ(※3)・介護職員等特定処遇改善Ⅰ(※4)・介護職員等ベースアップ等支援加算(※5)
要支援2	649円	6円				要支援2	4,311円		
要介護1	696円	6円				要介護1	4,358円		
要介護2	764円	6円				要介護2	4,426円		
要介護3	838円	6円				要介護3	4,500円		
要介護4	908円	6円				要介護4	4,570円		
要介護5	976円	6円				要介護5	4,638円		

※1:固定加算料金の内訳は、サービス提供体制強化加算Ⅲ(1日:6円)です。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。

※2:別途かかる加算については、該当された場合のみ加算されます。これら加算は介護保険負担分となります。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。

※3:処遇改善加算Ⅱは、介護保険負担分(基本+※1の加算+※2の加算)の総額に6.0%を乗じて算出された金額になります。

※4:介護職員等特定処遇改善Ⅰは介護保険負担分(基本+※1の加算+※2の加算)の総額に2.7%を乗じて算出された金額になります。

※5:介護職員等ベースアップ等支援加算は介護保険負担分(基本+※1の加算+※2の加算)の総額に1.6%を乗じて算出された金額になります。

【各種加算の内容と加算額について】

サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上である場合。
送迎加算	184円/回	利用者の心身状態、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、送迎サービスを提供した場合。
療養食加算	24円/日	医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、特別な場合の検査食を提供した場合。（ただし事業所の調理・栄養管理体制により、対応できないものもあります）
緊急短期入所受入加算	90円/日 (7日、または14日を限度)	①ケアプランで計画的に利用となっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、②利用者の状態や家族等の事情でケアマネジャーが緊急に短期入所生活介護を利用することが必要と認めた場合。7日間を算定限度とするが、利用者の日常生活上の介護等を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間まで算定できる。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総額単価の 6.0%	①介護職員の賃金の改善に取り組んでいる（計画・実施・報告）こと、②任用時の職責・職務内容等の要件を定めていること（併せて全ての職員に書面で周知していること）、③資質向上のための支援計画の策定・研修の実施および機会の確保をしていること（併せて全ての職員に周知していること）、④労働関係法令等を遵守していることの以上の要件を満たしている場合。
介護職員等特定処遇改善Ⅰ	総額単価の 2.7%	上記加算（介護職員処遇改善加算）に加えて、①職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること、②介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、掲示等を通じて「見える化」を行っていること、③サービス種別により定められた、サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算等を算定していること
介護職員等ベースアップ等支援加算	総額単価の 1.6%	①加算の全額を賃金改善に充てること、かつ賃金改善の合計額の3分の2以上を、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。 ②処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること

【医療面での対応について】



以下の医療面での処置が必要な方については当事業所で対応可能です。

- 褥瘡の処置 浣腸・摘便 導尿 膀胱留置カテーテル 人工肛門 在宅酸素療法
- 経管栄養（胃ろうのみ） 喀痰吸引



以下の医療面での処置が必要な方については当事業所で対応できません。

- 腎ろう 膀胱ろう 経管栄養（経鼻・腸ろうなど、胃ろう以外のもの） 点滴
- 中心静脈栄養



以下の医療面での処置が必要な方については要相談となります。

- インシュリン注射・・・自己管理でき、かつ身体状態によりますので、要相談となります。
- 人工透析・・・透析にかかる通院をご家族等に行ってください、かつ身体状態によりますので、要相談となります。
- 気管切開・・・切開時期、使用カニューレ等の器具により異なりますので要相談となります。

【負担割合証 2 割、3 割の方について】

表面の介護保険負担分の金額は、1 割負担の方の金額になります。「2 割」「3 割」の負担割合証をお持ちの方は、表記の介護保険負担分の金額をそれぞれ 2 倍、3 倍にしたもので計算してください。なお、食事・滞在費の自己負担分については負担割合証によるものにはなりませんのでご注意ください。